

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
原 告 藤永知子 外31名
被 告 埼玉県知事 外4名

証拠申出に対する意見書

平成20年6月4日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 関口幸男



平成20年3月27日付け原告ら証拠申出書について、以下のとおり意見を述べる。

第1 証人 嶋津暉之について

証人尋問は、不要と考える。

(理由) 立証趣旨は、埼玉県の水需要予測、水資源政策などについて、評価し、意見を述べるものであり、意見書を提出すれば足りる。

第2 証人 大熊孝、河崎和明、花輪伸一、坂巻幸雄、奥西一夫、西川伸一について

いづれも証人尋問は不要と考える。

(理由) 立証趣旨は、八ッ場ダムが利根川の治水にとって役に立たないこと、利根川治水計画に問題があること、八ッ場ダムの環境への影響、ダムサイト地盤の危険性、地滑りの危険性、八ッ場ダム建設事業が国土交通省の官僚らの固有の利益のために行われているというものであるが、これらは、いづれも本件住民訴訟の対象とされている各支出の財務会計法規上の義務違反の有無の判断にかかわるものでなく、立証の意味がない。